

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人地球と未来の環境基金（以下「当法人」という。）が社会性、公共性の高い団体であることに鑑み、NPO法人設立の精神を尊び、持続可能な社会を実現させるための高い社会倫理を確立することを目的として設けるものである。

(適用範囲)

第2条 本規程は、当法人の役職員の全てに適用する。

(用語の定義)

第3条 本規程における用語の定義は次の通りとする。

(1) コンプライアンス

「コンプライアンス」とは、我が国の法令(法律・政令・省令・条例をいう)、内部規程、社会規範等のルールを遵守することをいう。

(2) 役職員

役職員とは、第2条(適用範囲)に定める当法人の役員及びパート、有期契約を含む全職員をいう。

(コンプライアンスの位置付)

第4条 当法人は、コンプライアンス(法令等の遵守)を組織運営の基本とする。

(コンプライアンス委員会)

第5条 当法人は、コンプライアンス委員会を設置する。

- 2 コンプライアンス委員会は、当法人のコンプライアンスに関し問題が発生した場合、又は発生が予期できる場合には適切な措置を講ずることを目的として設置する。
- 3 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス担当理事を委員長とし、事務局長及び外部委員で構成する。
- 4 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会の決定事項、対応措置等を直ちに理事長に報告する。
- 5 コンプライアンス委員会の審議事項は次の通りとする。
 - 1) 法令等に違反する行為または違反可能性のある行為に関する事項
 - 2) コンプライアンスに関する重要方針の決定に関する事項
 - 3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
 - 4) コンプライアンス違反の関係者の厳格な処分の検討及び再発防止策の策定及び実施
 - 5) コンプライアンス体制に関する事項
- 6 コンプライアンス委員会は、コンプライアンス違反が発生した場合、前項3)及び4)の内容についてすみやかに公表する。

(コンプライアンス統轄部門)

第6条 コンプライアンス統轄部門は、事務局とする。

- 2 コンプライアンス統括部門は、コンプライアンス委員会の指示によりコンプライアンスの推進に関する業務を統轄し、コンプライアンス委員会の事務局を担当する。

(役職員の義務)

第7条 当法人の役職員は、コンプライアンスに関する重要性を理解し、コンプライアンスを最重要の行動規範と位置づけて行動しなければならない。

(報告)

第8条 役職員は、コンプライアンスに違反する行為を行っていることを知ったとき、又は適切な措置を執らないためにコンプライアンスに違反する事態を招く恐れがあるときは、速やかにコンプライアンス統括部門に報告しなければならない。ただし、内部通報規程に基づく通報を行った場合はこの限りでない。

- 2 コンプライアンス統括部門は、前項の報告を受けた時は、ただちにこれをコンプライアンス担当理事に報告しなければならない。
- 3 報告の方法は、口頭、文書、電話、電子メールその他いかなる方法でも差支えない。また、報告は匿名でも差し支えない。

(事実関係の調査)

第9条 コンプライアンス統括部門は、第8条の報告を受けた場合には、速やかに事実関係の把握に努めるための調査を行うものとする。

- 2 前項の調査にあたっては、通報者および被通報者のプライバシーに十分配慮しなければならない。
- 3 コンプライアンス統括部門は、事実関係の調査結果をコンプライアンス委員長に報告しなければならない。

(違反があった場合の措置)

第10条 コンプライアンス委員長は、コンプライアンス委員会を招集し調査結果に基づき、当該行為の法令等違反の事実の有無・取扱等を審議し違反があることまたはその可能性があることを確認した場合には、理事長に報告するとともに、違反者及びその上長に当該行為の是正命令を出さなければならない。

(違反行為の中止)

第11条 コンプライアンス委員長から是正命令が出た場合は、違反者及びその上長は、直ちに違反行為を中止して、その結果をコンプライアンス委員長に報告しなければならない。

(懲戒処分)

第12条 法令等に違反する行為を行った役職員及びその関係者については、就業規則に基づき懲戒処分を行なう。

(通報者の保護)

第13条 当法人は、第8条に定める報告を行ったことを理由として、その報告を行った者に対し不利益な取り扱いを行なってはならない。

- 2 報告した者が、不利益に扱われていると判断される場合には、コンプライアンス委員会は直ちに実態を調査して、適切な措置を行わなければならない。

(研修)

第14条 当法人は、役職員に対して必要に応じてコンプライアンス研修を実施しなければならない。

(改廃)

第15条 この規定の改廃は、コンプライアンス担当理事が起案し、理事長が決裁する。

付 則 本規定は 2020年8月13日から施行する。

- 2 2020年11月4日理事会にて改訂。